

令和5年第4回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第543号

令和5年第4回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年11月17日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和5年12月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第 88 号議案

多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者の指定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多摩市営永山複合施設駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
新都市センター開発株式会社
東京都多摩市鶴牧一丁目 2 4 番地 1
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

第 89 号議案

諏訪北公園改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部
変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 4 年第 4 回及び令和 5 年第 2 回多摩市議会定例会において議決を経た諏訪北公園改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 諏訪北公園整備工事 |
| 2 契約の相手方 | 多摩市落合六丁目 1 5 番地 6
多摩ニュー・長谷川建設共同企業体
株式会社多摩ニュータウンサービス
代表取締役 千田 拓雄 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金 3 2 7 , 9 4 7 , 4 0 0 円</u>
<u>変更後 金 3 3 0 , 3 7 4 , 0 0 0 円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

マツ枯れ対策や擁壁補修の追加等の仕様の変更により、追加費用が必要なため、契約金額を変更するものである。

第 90 号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員圖子久雄氏は、令和 5 年 12 月 21 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
圖子 久雄	東京都日野市	

第 9 1 号議案

多摩市組織条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市組織条例の一部を改正する条例

多摩市組織条例（昭和 4 2 年多摩市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 企画政策部に属する事務の一部を分担して処理するため、協創推進室を置く。

第 2 条の表企画政策部の部中 9 の項を 1 1 の項とし、2 の項から 8 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2 市民自治の推進に関すること。

3 コミュニティ及び市民活動の支援に関すること。

第 2 条の表市民経済部の部に次のように加える。

4 消費者の保護に関すること。

第 2 条の表くらしと文化部の部中 1 の項から 4 の項までを削り、5 の項を 1 の項とし、6 の項を 2 の項とし、同表都市整備部の部中 5 の項を 6 の項とし、4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 町名地番整備に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（多摩市町界町名地番整理審議会条例の一部改正）

2 多摩市町界町名地番整理審議会条例（昭和 5 5 年多摩市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「くらしと文化部コミュニティ・生活課」を「都市整備部」に改める。

第 9 2 号議案

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年多摩市条例第 1 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

第 9 3 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「含む。）又は」を「含む。）若しくはパートナーシップ関係の
相手方（当該会計年度任用職員と日常生活において協力して継続的な共同生活
を行うことについて多摩市長（以下「市長」という。）が定めるところにより
宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現
を目指す条例（平成 3 0 年東京都条例第 9 3 号）第 7 条の 2 第 1 項の東京都パ
ートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものと市長が認める地方公共団
体の制度による証明を受けた当該会計年度任用職員の相手方であって、同居し
、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）若しくは」に改め、「
親族」の次に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

第 1 3 条第 2 項第 3 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相
手方」を加える。

第 1 4 条第 1 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」
を加え、同条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「の配偶者」の次に「若しくはパート
ナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の次に「又はパートナーシップ
関係の相手方」を加え、同条第 3 項第 1 号中「配偶者」の次に「若しくはパ
ートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第 3 号中「配偶者」の次に「又はパ
ートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 1 5 条ただし書中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」
を加える。

別表補助スタッフの部チャレンジ雇用職員の項中「1, 072円」を「1, 113円」に改め、同部短期事務補助員の項中「1, 109円」を「1, 113円」に改め、同部教育活動指導員Bの項及びスクール・サポート・スタッフの項中「1, 090円」を「1, 140円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別表補助スタッフの部チャレンジ雇用職員の項、同部短期事務補助員の項、同部教育活動指導員Bの項及び同部スクール・サポート・スタッフの項の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「改正後条例」という。）別表補助スタッフの部の規定は、令和5年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(報酬の内払)

- 3 適用日から附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により既に支払われた報酬は、改正後条例の規定による報酬の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 改正後条例第10条の規定による介護休暇の承認の申請、改正後条例第13条第2項若しくは第14条の規定による育児休業の承認の請求又は改正後条例第15条の規定による育児休業の延長の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 9 4 号議案

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 3 年多摩市条例
第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（当該職員と日常生活において協力して継続的な共同生活を行うことについて多摩市長（以下「市長」という。）が定めるところにより宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 3 0 年東京都条例第 9 3 号）第 7 条の 2 第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものと市長が認める地方公共団体の制度による証明を受けた当該職員の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「又は 2 親等内の親族で」を「若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは 2 親等内の親族又は同一の世帯に属する者で、」に改め、「以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（当該職員と日常生活において協力して継続的な共同生活を行うことについて多摩市長（以下「市長」という。）が定めるところにより宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 3 0 年東京都条例第 9 3 号）第 7 条の 2 第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものと市長が認める地方公共団体の制度による証明を受けた当該職員の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する深夜勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 9 5 号議案

多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年多摩市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方（当該職員と日常生活において協力して継続的な共同生活を行うことについて多摩市長（以下「市長」という。）が定めるところにより宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 3 0 年東京都条例第 9 3 号）第 7 条の 2 第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものと市長が認める地方公共団体の制度による証明を受けた当該職員の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）が」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 4 条中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第 3 条第 5 号に掲げる事情による育児休業の承認の請求及び改正後条例第 4 条に定める事情による育児休業の期間の再度の延長の承認の請求は、この条例の施行の前においても行うことができる。

第 9 6 号議案

多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和 3 5 年多摩市条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（
当該職員と日常生活において協力して継続的な共同生活を行うことについて市
長が定めるところにより宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれ
る人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 3 0 年東京都条例第 9 3 号）第 7
条の 2 第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものと
市長が認める地方公共団体の制度による証明を受けた当該職員の相手方であっ
て、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）」を加え、
同条第 7 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え
る。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

第 97 号議案

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和 3 年多摩市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に改め、同条第 3 号中「固定資産評価審査委員会の委員又は下水道事業管理者」を「又は固定資産評価審査委員会の委員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等（多摩市の市長、委員会の委員若しくは委員又は職員をいう。以下同じ。）（地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号。以下「一部改正法」という。）による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）の行為に基づく損害賠償責任について適用し、同日前の市長等（一部改正法による改正前の地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第 98 号議案

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和 47 年多摩市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、教育委員会教育長、多摩市特別職の指定等に関する条例（平成 27 年多摩市条例第 65 号）に規定する特別職の職員及び下水道事業管理者」を「及び教育委員会教育長」に改める。

第 2 条の表多摩市特別職の指定等に関する条例に規定する特別職の職員の項及び下水道事業管理者の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後にこの条例による改正前の常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定により支払われるべき給料、手当及び旅費の支給については、なお従前の例による。

第 99 号議案

多摩市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定空家等の適正管理に関する条例（平成 28 年多摩市条例第 14 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等
に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改め、同条第
2 項中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 1
4 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改め、同条第 5 項中「第 14 条第 4 項」
を「第 22 条第 4 項」に改め、同条第 6 項中「第 14 条第 5 項」を「第 22 条
第 5 項」に改め、同条第 7 項中「第 14 条第 6 項」を「第 22 条第 6 項」に改
め、同条第 8 項中「第 14 条第 7 項」を「第 22 条第 7 項」に改め、同条第 1
0 項中「第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に改め、同条第 12 項中「命
ぜられるべき者」の次に「（以下この項において「命令対象者」という。）」
を加え、「第 14 条第 10 項」を「第 22 条第 10 項」に、「その者」を「当
該命令対象者」に、「者に」を「者（以下この項において「措置実施者」とい
う。）にその措置を」に、「相当の期限を定めて、」を「市長は、その定めた
期限内に命令対象者において」に、「ときは、」を「ときは」に、「その命じ
た者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を」を「措置実施者がその措
置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、」に改め、同条第 13 項中
「第 14 条第 11 項」を「第 22 条第 13 項」に、「国土交通省令・総務省令」
を「空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省、国土
交通省令第 1 号）」に改め、同条第 15 項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲
げるもののほか、」に改める。

第11条第1項中「当該職員又は」を「特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第100号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和40年多摩市条例第9号）の一部を次のように
改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例）

48 令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第3
条の規定にかかわらず、100分の0.2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第101号議案

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

多摩市総合福祉センター条例（平成8年多摩市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の部中

多目的フロア	3階	1,570円	2,100円	1,840円
陶芸室	2階	360円	480円	420円
多目的フロア	3階	1,570円	2,100円	1,840円

改め、同部調理実習室の項の次に次のように加える。

音楽活動室	6階	220円	290円	250円
寿の間	6階	270円	360円	320円

別表備考に次のように加える。

- 3 この表に定めるもののほか、施設等利用者は、施設等の利用に当たり、特別な設備、機器等を利用するときは、規則で定める実費相当額を負担するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市総合福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用する。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の別表に規定する陶芸室、音楽活動室及び寿の間の利用の申請及び承認に係る手続その他の必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

第102号議案

多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例

多摩市西永山福祉施設条例（平成30年多摩市条例第45号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改
める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第103号議案

多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成28年多摩市条例第54号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「第403号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第4条中「多摩市下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う
多摩市長」に、「下水道課」を「下水道部」に改め、同条を同条第2項とし、
同条に第1項として次の1項を加える。

法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、下水道事業に管理者を
置かないものとする。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に
改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（多摩市職員定数条例の一部改正）

第2条 多摩市職員定数条例（昭和24年多摩市条例第13号）の一部を次の
ように改正する。

別表市長の補助職員（福祉事務所の所員を含む。）の項中「701」を「
700」に改め、同表下水道事業の職員の項中「14」を「15」に改める。

（多摩市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第3条 多摩市特別職報酬等審議会条例（昭和43年多摩市条例第30号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「並びに」を「又は」に、「、多摩市特別職の指定等に関する条

例」を「若しくは多摩市特別職の指定等に関する条例」に改め、「及び下水道事業管理者」を削る。

(多摩市下水道条例の一部改正)

第4条 多摩市下水道条例(昭和59年多摩市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う多摩市長」に改める。

第33条第1項第4号中「公共下水道管理者」を「管理者」に改める。

(多摩市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 多摩市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例(平成7年多摩市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条中「下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(多摩市行政手続条例の一部改正)

第6条 多摩市行政手続条例(平成7年多摩市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「、多摩市下水道事業管理者」を「(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」に、「これらに」を「これに」に改める。

(多摩市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 多摩市個人情報保護条例(平成11年多摩市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、下水道事業管理者」を「(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」に改める。

(多摩市情報公開条例の一部改正)

第8条 多摩市情報公開条例(平成12年多摩市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、下水道事業管理者」を「(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」に改める。

(多摩市公共物管理条例の一部改正)

第9条 多摩市公共物管理条例(平成13年多摩市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「多摩市長(以下「市長」という。)」に、「下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条中「下水道事業管理者」を「管理者」に改める。

(多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

第10条 多摩市情報システムの管理運営に関する条例(平成15年多摩市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「、下水道事業管理者」を「(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」に改める。

(多摩市自治基本条例の一部改正)

第11条 多摩市自治基本条例(平成16年多摩市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「、下水道事業管理者」を「(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含みます。)」に改める。

(多摩市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)

第12条 多摩市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成19年多摩市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「又は下水道事業管理者」を「(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」に改める。

(多摩市長等政治倫理条例の一部改正)

第13条 多摩市長等政治倫理条例(平成22年多摩市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、多摩市教育委員会教育長」を「及び多摩市教育委員会教育長」に改め、「及び多摩市下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を削り、「、市長」の次に「(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を加え、「、教育長及び管理者」を「及び教育長」に改める。

第15条中「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、「又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第10項」を削る。

(多摩市長等政治倫理条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 この条例の施行の日前に下水道事業管理者であった者、その配偶者又はその2親等以内の親族が役員をする法人等及び下水道事業管理者であった者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等に係る多摩市長等政治倫理条例第5条第2項において準用する同条第1項の規定による市との請負契約等を辞退しなければならない義務については、なお従前の例による。

(多摩市公契約条例の一部改正)

第15条 多摩市公契約条例(平成23年多摩市条例第19号)の一部を次の

ように改正する。

第6条第1項中「、多摩市下水道事業管理者（以下「管理者」という。）又は」を「（下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）及び」に改める。

第8条中「又は管理者」を「（下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改める。

（多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正）

第16条 多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成28年多摩市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「多摩市下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う多摩市長」に改める。

第104号議案

多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市公民館条例の一部を改正する条例

多摩市公民館条例（平成8年多摩市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「公民館」を「多摩市公民館（以下「公民館」という。）」に改め、同条第2項中「名称及び」を「区分及び名称並びに」に改め、同項の

「

名称
多摩市立永山公民館
多摩市立関戸公民館

」を「

区分及び名称	
公民館	多摩市立永山公民館
	多摩市立関戸公民館

」に改

める。

第6条中「使用の承認」を「第4条の規定による公民館の使用の承認」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。